

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月22日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	2,070,018,213	2,070,018,213	東京・大阪・名古屋 各市場第一部、ロンドン、 フランクフルト、スイス	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	2,070,018,213	2,070,018,213	—	—

(注) 提出日現在の株式の発行数には、平成19年6月1日から本有価証券報告書提出日までの間の新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。)により発行した株式の数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

## ① 2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成14年5月27日発行）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	250,000	250,000
新株予約権の数（個）	50,000	50,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	208,159,866	208,159,866
新株予約権の行使時の払込金額（円/株）	1,201	1,201
新株予約権の行使期間	平成14年6月10日 ～平成21年5月13日（注）	平成14年6月10日 ～平成21年5月13日（注）
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,201 資本組入額 601	発行価格 1,201 資本組入額 601
新株予約権の行使の条件	(1) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	(1) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。	譲渡制限はない。
代用払込みに関する事項	本社債を本新株予約権の行使に際してする出資の目的とし、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とする。なお、本社債の発行価額は、社債額面金額の100%であり、各社債額面金額は5,000,000円である。	本社債を本新株予約権の行使に際してする出資の目的とし、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とする。なお、本社債の発行価額は、社債額面金額の100%であり、各社債額面金額は5,000,000円である。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日までであります。

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権（ストックオプション））は次のとおりであります。

① 平成12年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	375	375
新株予約権の行使時の払込金額(円/株)	3,563	3,563
新株予約権の行使期間	平成12年8月1日 ～平成22年6月29日	平成12年8月1日 ～平成22年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,563 資本組入額 1,782	発行価格 3,563 資本組入額 1,782
新株予約権の行使の条件	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成12年6月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成12年6月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

② 平成13年6月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	535	535
新株予約権の行使時の払込金額(円/株)	1,450	1,450
新株予約権の行使期間	平成13年8月1日 ～平成23年6月26日	平成13年8月1日 ～平成23年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,450 資本組入額 725	発行価格 1,450 資本組入額 725
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。</p> <p>(2) この他、権利行使の条件は、平成13年6月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。</p> <p>(2) この他、権利行使の条件は、平成13年6月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成15年3月31日	—	2,001,962	—	324,624	—	394,441
平成16年3月31日	—	2,001,962	—	324,624	△300,000 (注) 1.	94,441
平成17年3月31日	1 (注) 2.	2,001,963	0 (注) 2.	324,625	0 (注) 2.	94,442
	68,054 (注) 3.	2,070,018	— (注) 3.	324,625	23,670 (注) 3.	118,113
平成18年3月31日	0 (注) 4.	2,070,018	0 (注) 4.	324,625	183 (注) 4.	118,297
平成19年3月31日	—	2,070,018	—	324,625	—	118,297

(注) 1. 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。(平成15年8月9日)

2. 転換社債の株式への転換(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

3. 富士通サポートアンドサービス株式会社との株式交換

株式交換日 : 平成16年10月1日

株式交換比率 : 富士通サポートアンドサービス株式会社の株式1株につき当社の新株式2.72株の割合

4. 下記完全子会社5社を吸収合併(新株を発行しない簡易合併)

株式会社富士通インフォソフトテクノロジー、株式会社富士通プライムソフトテクノロジー、株式会社富士通ハイパーソフトテクノロジー、富士通ネットワークテクノロジー株式会社、富士通モバイルコミュニケーションテクノロジー株式会社

合併登記日 : 平成17年7月1日

## (5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	218	101	1,816	677	67	183,333	186,212	—
所有株式数(単元)	—	572,198	46,197	291,792	645,045	223	497,394	2,052,849	17,169,213
所有株式数の割合 (%)	—	27.87	2.25	14.21	31.42	0.01	24.23	100	—

(注) 1. 自己株式2,914,813株は「個人その他」に2,914単元及び「単元未満株式の状況」に813株を含めて記載しております。

なお、自己株式2,914,813株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は2,913,803株であります。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ130単元及び778株含まれております。

3. 富士電機グループ各社が退職給付信託として信託銀行に信託している当社株式123,039単元は、「その他の法人」に記載しております。

## (6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	151,252	7.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	95,069	4.59
富士電機ホールディングス株式会社	川崎市川崎区田辺新田1番1号	94,663	4.57
富士電機システムズ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号	64,908	3.14
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	43,270	2.09
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	40,299	1.95
富士電機機器制御株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号	36,886	1.78
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	32,654	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	28,963	1.40
富士通株式会社従業員持株会	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	21,387	1.03
計	—	609,353	29.44

- (注) 1. 出資比率は自己株式(2,914,813株)を含めて計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。
3. 富士電機ホールディングス株式会社、富士電機システムズ株式会社及び富士電機機器制御株式会社の所有株式のうち、それぞれ1,412千株、56,787千株、29,556千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、それぞれ各社の指図により行使されることとなっております。上記を含め、富士電機グループが退職給付信託財産として所有する当社株式は、合計123,042千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.94%)であります。
4. 株式会社みずほコーポレート銀行の所有株式のうち、212千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権行使については、株式会社みずほコーポレート銀行の指図により行使されることとなっております。
5. バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社から平成19年1月12日付で大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成18年12月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。
- |                |                                     |
|----------------|-------------------------------------|
| 大量保有者(共同保有)    | バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社<br>他9社 |
| 保有株式数          | 104,648,616株                        |
| 発行済株式に対する保有の割合 | 5.06%                               |

6. フィデリティ投信株式会社から平成18年4月14日付で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成18年3月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
保有株式数	82,838,000株
発行済株式に対する保有の割合	4.00%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,913,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 96,000	—	同上
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,049,840,000	2,049,840	同上
単元未満株式	普通株式 17,169,213	—	同上
発行済株式総数	2,070,018,213	—	—
総株主の議決権	—	2,049,840	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、130,000株 (議決権の数130個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
富士通株式会社	東京都港区東新橋一丁目5番2号	2,913,000	—	2,913,000	0.14
北陸コンピュータ・サービス株式会社	石川県金沢市駅西本町二丁目7番21号	18,000	28,000	46,000	0.00
株式会社北海道電子計算センター	札幌市中央区南一条西十丁目2	30,000	—	30,000	0.00
株式会社テクノプロジェクト	島根県松江市学園南二丁目10番14号	9,000	—	9,000	0.00
中央コンピューター株式会社	大阪市北区中之島六丁目2番27号	4,000	—	4,000	0.00
バイソルシステムズ株式会社	名古屋市千種区内山三丁目29番10号	—	7,000	7,000	0.00
計	—	2,974,000	35,000	3,009,000	0.15

- (注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄に1,000株 (議決権の数1個) 含まれております。
2. 北陸コンピュータ・サービス株式会社、バイソルシステムズ株式会社の他人名義所有株式は、F S A富士通持株会名義の株式のうち、各社が議決権行使の指図権を有する持分であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しており、旧商法第280条ノ19の規定に基づき、下表①、②の付与対象者に対して新株引受権を付与することを、平成12年6月29日及び平成13年6月26日開催の定時株主総会において決議しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

① 平成12年6月29日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成12年6月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役32名及び従業員のうち取締役に準ずる職責を持つ経営幹部15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株発行価額は、権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という)の平均値(終値のない日数を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は権利付与日の終値(終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い方とする。

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く)には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$



② 平成13年6月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成13年6月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役32名及び従業員のうち取締役に準ずる職責を持つ経営幹部18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 新株発行価額は、権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は権利付与日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い方とする。

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項並びに会社法第155条第3号及び第7号の規定に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号の規定に基づく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年5月24日) での決議状況 (取得期間 平成19年5月25日～平成19年7月31日)	34,400,000	28,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	29,740,000	24,735,737,000
提出日現在の未行使割合 (%)	13.5	11.7

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第221条第6項及び会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	573,541	530,207,431
当期間における取得自己株式	53,995	42,153,144

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成19年6月1日から本有価証券報告書提出日までの間に取得した株式の数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	40,476	35,737,195	4,269	3,269,517
保有自己株式数	2,913,803	—	32,703,529	—

(注) 1. 当期間における「その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)」には、平成19年6月1日から本有価証券報告書提出日までの間に処分した株式の数は含まれておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、平成19年6月1日から本有価証券報告書提出日までの間に単元未満株式の買取請求により取得した株式の数及び単元未満株式の売渡請求により処分した株式の数は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款第41条に定めております。

当該定款の定めにより取締役会に与えられた剰余金の配当等の権限の行使に関する基本的な方針は、株主の皆様へ安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、内部留保を充実することにあります。また、利益水準を勘案しつつ内部留保を十分確保できた場合には、自己株式の取得等、より積極的な株主の皆様への利益の還元を行うことを目指してまいります。

剰余金の配当につきましては、中間期末日、期末日を基準とした年2回とする予定です。

当期におきましては、単独決算は当期純損失を計上し、株主資本を毀損した状態にありますが、この損失の計上により将来の財務リスクが軽減されたこと、現金支出の伴う損失ではないこと、また、今後も収益は回復基調にあり、継続して安定的な収益及びキャッシュ・フローを見込んでいることから、株主の皆様への安定的な剰余金の配当を継続するため、期末配当金につきましては、平成19年5月24日の取締役会決議により、1株当たり3円とし、年間配当金は前期と同じく、1株当たり6円（うち当期の中間配当金1株当たり3円）といたしました。（当期の中間配当金についての取締役会決議は平成18年10月26日に行いました。）

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当につきましては以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年10月26日 取締役会決議	6,202	3
平成19年5月24日 取締役会決議	6,201	3

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	1,094	752	788	1,073	1,052
最低(円)	307	300	595	560	748

(注) 株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場であります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	1,052	966	961	1,011	890	829
最低(円)	946	904	923	896	803	756

(注) 株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場であります。

## 5 【役員の状況】

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	秋草 直之	昭和13年12月12日	昭和36年4月 当社入社 昭和61年12月 システム本部長代理 昭和63年6月 取締役 平成3年6月 常務取締役 平成4年6月 専務取締役 平成10年6月 代表取締役社長 平成15年6月 代表取締役会長（現在に至る）	(注) 1	15
代表取締役社長	黒川 博昭	昭和18年4月9日	昭和42年4月 当社入社 平成10年6月 ソフト・サービス事業推進本部副本部長 平成11年6月 取締役 平成13年4月 常務取締役 平成14年6月 常務執行役 平成15年4月 経営執行役副社長 平成15年6月 代表取締役社長（現在に至る）	(注) 1	17
代表取締役副社長	小倉 正道	昭和21年6月30日	昭和44年4月 当社入社 平成12年4月 電子デバイス事業本部副本部長 平成12年6月 取締役 平成14年6月 常務執行役 平成15年4月 経営執行役専務 平成15年6月 取締役専務 平成18年6月 代表取締役副社長（現在に至る）	(注) 1	12
代表取締役副社長	小野 敏彦	昭和22年4月19日	昭和48年2月 当社入社 平成12年4月 電子デバイス事業本部副本部長 平成13年6月 取締役 平成14年6月 執行役 平成15年4月 経営執行役常務 平成16年6月 取締役専務 平成18年6月 代表取締役副社長（現在に至る）	(注) 1	5
代表取締役副社長	伊東 千秋	昭和22年10月10日	昭和45年4月 当社入社 平成13年4月 パーソナルビジネス本部長 平成14年6月 執行役 平成15年4月 経営執行役常務 平成16年6月 取締役専務 平成18年6月 代表取締役副社長（現在に至る）	(注) 1	9
代表取締役副社長	間塚 道義	昭和18年10月17日	昭和43年4月 富士通ファコム(株)入社 昭和46年4月 当社転社 平成13年4月 東日本営業本部長 平成13年6月 取締役 平成14年6月 執行役 平成15年4月 経営執行役常務 平成17年6月 取締役専務 平成18年6月 代表取締役副社長（現在に至る）	(注) 1	6
取締役	大浦 博	昭和9年2月14日	昭和31年4月 当社入社 昭和53年7月 総合企画室長 昭和60年6月 取締役 昭和63年6月 常務取締役 平成元年6月 (株)アドバンテスト代表取締役社長 平成13年6月 同社代表取締役会長 平成15年6月 当社取締役（現在に至る） 平成17年6月 (株)アドバンテスト取締役相談役（現在に至る）	(注) 1	36

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	野中 郁次郎	昭和10年5月10日	昭和52年4月 南山大学経営学部教授 昭和54年1月 防衛大学校教授 昭和57年4月 一橋大学商学部附属産業経営研究施設教授 平成7年2月 北陸先端科学技術大学院大学教授併任 平成9年5月 カリフォルニア大学ゼロックス知識学 ファカルティ・フェロー（現在に至る） 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成16年6月 当社取締役（現在に至る） 平成18年4月 一橋大学名誉教授（現在に至る）	(注) 1	0
取締役	伊藤 晴夫	昭和18年11月9日	昭和43年4月 富士電機製造(株)（現 富士電機ホール ディングス(株)）入社 平成10年6月 富士電機(株)（現 富士電機ホールディ ングス(株)）取締役 平成15年10月 富士電機システムズ(株)代表取締役社長 平成18年6月 富士電機ホールディングス(株)代表取締役 取締役社長（現在に至る） 平成19年6月 当社取締役（現在に至る）	(注) 1	0
取締役上席常務	岡田 晴基	昭和24年6月5日	昭和48年4月 当社入社 平成12年4月 購買本部長 平成14年6月 当社執行役 平成16年6月 経営執行役常務 平成18年6月 経営執行役上席常務 平成19年6月 取締役上席常務（現在に至る）	(注) 1	10
常勤監査役	藪内 裕久	昭和19年2月16日	昭和42年4月 富士通ファコム(株)入社 昭和46年4月 当社転社 平成10年4月 関西営業本部長代理 平成11年6月 取締役 平成14年6月 常務執行役 平成15年4月 経営執行役常務 平成18年6月 常勤監査役（現在に至る）	(注) 2	8
常勤監査役	加藤 晃	昭和18年10月30日	昭和43年4月 当社入社 平成8年6月 監査部長 平成13年3月 ジャパンケーブルネット(株)取締役 平成14年6月 富士通ネットワークソリューションズ(株) 常勤監査役 平成16年6月 富士通サポートアンドサービス(株)常勤監 査役 平成17年6月 富士通アドバンス・アカウンティング サービス(株)代表取締役社長 平成19年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	(注) 1	20
監査役	稲葉 善治	昭和23年7月23日	昭和58年9月 フェナック(株)入社 平成元年6月 同社取締役 平成4年6月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成13年5月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社代表取締役社長（現在に至る） 平成16年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 3	0

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	石原 民樹	昭和18年7月3日	昭和41年4月 ㈱第一銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行 平成9年6月 ㈱第一勧業銀行（現 ㈱みずほ銀行）代表取締役副頭取 平成13年6月 清和興業㈱（現 清和綜合建物㈱）代表取締役社長 平成17年6月 当社監査役（現在に至る） 平成17年6月 清和綜合建物㈱代表取締役会長（現在に至る）	(注) 4	0
監査役	山室 恵	昭和23年3月8日	昭和49年4月 東京地方裁判所判事補 昭和59年4月 東京地方裁判所判事 昭和63年4月 司法研修所教官 平成9年4月 東京高等裁判所判事 平成16年7月 弁護士登録 平成16年7月 弁護士法人キャスト（現 弁護士法人キャスト糸賀）参画（現在に至る） 平成16年10月 東京大学大学院法学政治学研究科教授（現在に至る） 平成17年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 5	0
計					119

- (注) 1. 平成19年6月22日選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
2. 平成18年6月23日選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
3. 平成16年6月23日選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
4. 平成19年6月22日選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
5. 平成17年6月23日選任後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで  
6. 取締役 野中郁次郎、伊藤晴夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
7. 監査役 稲葉善治、石原民樹及び山室恵の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求し、同時に事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要です。これを実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、経営の透明性と健全性を確保するため社外役員を積極的に任用しております。また、経営の監督機能と執行機能の分離を行うことによって意思決定を迅速に行い、同時に経営責任を明確にすることに努めております。監督と執行の2つの機能間での緊張感を高めることにより、経営の透明性、効率性を一層向上させてまいります。

グループ会社につきましては、1. 当社の事業の機能を分担する会社、2. 当社と戦略を共有しシナジーを追求する会社、という区分のもとに位置づけを明確にし、グループ運営を行ってまいります。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

#### (I) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

##### (i) 会社の機関の内容及び内部統制

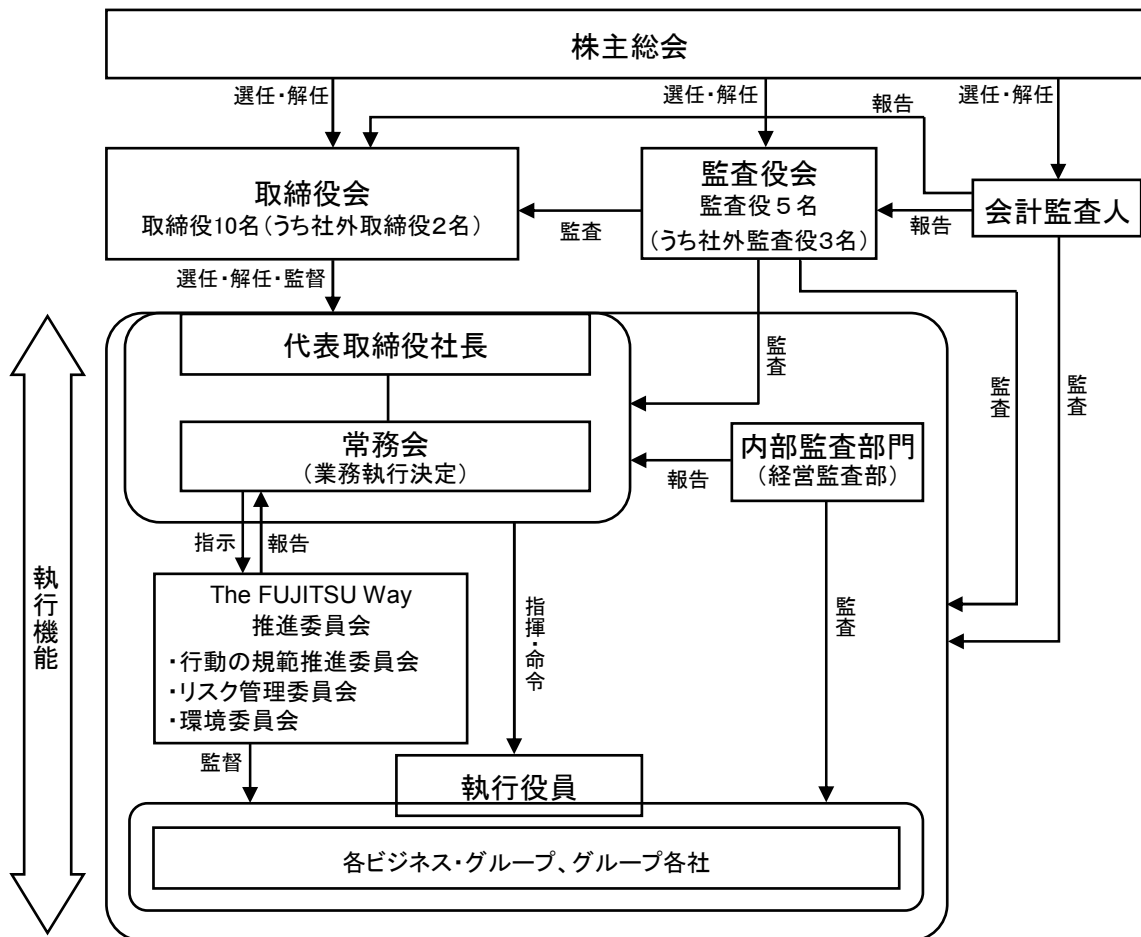
当社の経営の監督機関としては取締役会があり、その配下の執行機関である常務会に代表される執行機能の経営監督を行います。

執行機関のうち、常務会は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに経営執行に関する重要事項について決定いたします。なお、常務会に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告され、そのうち重要な事項については、取締役会にて決定いたします。常務会は、原則として月3回開催いたしますが、必要がある場合には随時開催いたします。

また、監査機能として監査役（会）があります。監査役は、取締役会及び常務会等の経営執行における重要な会議に出席し、取締役会及び執行機能の監査を行います。

なお、取締役会は、社内取締役8名、社外取締役2名の合計10名で、監査役会は社内監査役2名、社外監査役3名の合計5名で構成されております。また、取締役の経営責任をより明確化するため、平成18年6月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。（平成19年3月31日現在）



## (ii) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (iii) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

## (iv) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

## (v) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、配当支払いの早期化や配当政策の機動性を確保することを目的とするものであります。

## (vi) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、当該定足数を満たすことをより確実にすることを目的とするものであります。

## (vii) 内部統制体制の整備の基本方針

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項各号及び第3項各号に定める体制（内部統制体制）の整備の基本方針を以下のとおり決議いたしました。

### 1. 目的

富士通グループは、「先進技術が支える品質の高い製品とサービスにより、お客様の課題を解決し、社会の発展に貢献すること」を目標とし、お客様、社員(\*1)、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会・国際社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを富士通グループの行動の原理／原則である「The FUJITSU Way」において宣言しております。

また、富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

### 2. 当社および富士通グループの業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は、執行機関である常務会(\*2)等の執行機能の監督および重要事項の意思決定を行う。執行機関のうち、常務会は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに経営執行に関する重要事項について決定する。常務会に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告し、そのうち重要な事項については取締役会において決定する。
- ②当社は経営の監督機能を強化するため、社外取締役・社外監査役を積極的に任用する。
- ③取締役会は、職務執行に係わる取締役、経営執行役、常務理事（以下「経営者」という。）およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- ④経営者は、「取締役会規則」、「常務会規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務の執行を行う。
- ⑤経営者は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- ⑥経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。
- ⑦取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告／業務報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。



(2) 取締役および社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「The FUJITSU Way」を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- ② 経営者は、継続的な教育の実施等により、社員に対し「The FUJITSU Way」の遵守を徹底させるとともに、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ③ 経営者は、富士通グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④ 経営者および社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反の恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を取締役会および監査役会に通知する。
- ⑤ 経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
- ⑥ 取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営者は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 経営者は、富士通グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- ③ 経営者は、上記②で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。  
また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、リスク管理委員会等を設置し必要な対策を実施するとともに、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。
- ④ 経営者は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規定に基づき、保管責任者を定め、適切に保存・管理を行う。
  - ・株主総会議事録およびその関連資料
  - ・取締役会議事録およびその関連資料
  - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
  - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
  - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ② 取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

(5) 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の経営者に対し、富士通グループの企業価値の持続的向上を目的に、「The FUJITSU Way」を基本として、上記の(1)から(4)に定めるグループとしての効率的かつ適法・適正な業務遂行体制の整備に関する指導・支援を行う。
- ② 当社は、上記①を具体化するため、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を規定した「富士通グループ運営規定」を制定する。
- ③ 当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。  
また、富士通グループの監査役は富士通グループ監査役連絡会等を通じて、監査の視点からの富士通グループにおける課題の確認等を行う。

- ④当社およびグループ各社の経営者は、上記③によって抽出された経営目標達成に向けた課題の解決のために必要な施策について、十分な協議を行ったうえでこれを実施するものとし、必要に応じ、別途「富士通グループ運営規定」で定める当社への報告または承認の手続きを得るものとする。
- ⑤当社の内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施し、その結果を定期的に当社および当該グループ会社の取締役会および監査役に報告する。グループ会社に関する事項のうち重要な事項については、当社の取締役会および監査役会に報告する。

(6) 監査役の監査の適正性を確保するための体制

<独立性の確保に関する事項>

- ①当社は監査役の職務を補助すべき社員の組織として監査役室を置き、その社員は監査役の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。
- ②経営者は、監査役室の社員の独立性を確保するため、その社員の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査役と事前協議のうえ決定する。
- ③経営者は、監査役室の社員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する社員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②による独立性の確保に配慮する。

<報告体制に関する事項>

- ①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ②当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。
- ③当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。

<実効性の確保に関する事項>

- ①当社およびグループ会社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ②内部監査組織は、定期的に監査役に監査結果を報告する。
- ③監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明および報告を行わせるとともに定期的に情報交換を実施する。

- \*1 「The FUJITSU Way」では富士通グループの従業員を「社員」と呼称しており、この基本方針においても同様の用法を用いております。
- \*2 決議の時点においては経営戦略会議・経営会議。その後、経営戦略会議と経営会議を統合して常務会いたしました。

(viii) 監査役監査、内部監査及び会計監査の状況

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、取締役会及び常務会等の経営執行における重要な会議に出席し、取締役会及び執行機能の監査を行います。

また、内部監査組織としては経営監査部を設置しております。経営監査部は、社内及び関係会社の業務監査を行い、業務の改善提案を行うとともに、監査結果を常務会で定期的に報告しております。

会計監査人である新日本監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告するとともに、必要に応じて意見交換する等、連携して業務監査を行っております。

なお、当社の会計監査業務を実施した新日本監査法人所属の公認会計士は友永道子、角田伸理之、唐木秀明の3名であります。また、監査補助者として新日本監査法人所属の公認会計士17名、会計士補等17名、その他6名が監査業務に従事しております。

(ix) 会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係の概要

1. 社外取締役及び社外監査役との利害関係

当社の社外取締役及び社外監査役は次のとおりであり、各社外取締役及び社外監査役と特別の利害関係はありません。

社外取締役：伊藤晴夫氏、野中郁次郎氏

社外監査役：稲葉善治氏、石原民樹氏、山室恵氏

## 2. 社外取締役及び社外監査役が取締役または監査役に就任する会社との利害関係

取締役 伊藤晴夫氏が代表取締役を務める富士電機ホールディングス株式会社を株式会社とする富士電機グループは、当社の株式の5.47%を所有するほか、退職給付信託財産として当社の株式の5.94%を所有しております。また、当社は同社の株式の9.96%を所有しており、提出日現在、当社の相談役が富士電機ホールディングス株式会社の取締役に就任しております。同社と当社の間には営業取引関係があります。

当社は、監査役 稲葉善治氏が代表取締役を務めるファナック株式会社の株式を5.00%所有しており、提出日現在、当社の代表取締役が同社の監査役に就任しております。同社と当社の間には営業取引関係があります。

また、監査役 石原民樹氏が代表取締役を務める清和綜合建物株式会社と当社グループの間には営業取引関係があります。

なお、会社法上の社外取締役ではありませんが、取締役 大浦博氏が取締役相談役を務める株式会社アドバンテストにつきましては、当社は、その株式の10.09%を退職給付信託財産として所有しており、提出日現在、当社の代表取締役及び監査役が、それぞれ同社の取締役及び監査役に就任しております。同社と当社の間には営業取引関係があります。

### (x) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの実施状況

#### <基本的な考え方>

当社グループでは、Mission (目標)、Values (指針)、Code of Conduct (行動の規範) を定めた「The FUJITSU Way」を、企業及び社員の行動の原理原則として位置づけております。

この「The FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制と仕組みを構築することにより、事業活動の執行における健全性と効率性を追求してまいります。

#### <実施状況>

当社は会社法施行に伴い、前述(2)(I)(vii)のとおり取締役会決議により、内部統制体制の整備の基本方針を定めました。本件につきましては、執行担当部門を定め、責任を持って内部統制体制を構築していきます。これに伴い、諸規定、業務の見直しを通じ、より健全な執行体制の構築に向けた取り組みを実施してまいります。

また、「The FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速するため、平成16年7月に経営会議(現 常務会) 直属の委員会として「The FUJITSU Way 推進委員会」及び「行動の規範推進委員会」を設置し、加えて、従来独自に活動していた「リスク管理委員会」及び「環境委員会」をその下部機能として再編し、体制を整備いたしました。

「The FUJITSU Way 推進委員会」においては、リスクマネジメントの推進策として、リスクに対する意識の浸透と潜在的なものも含めたリスク情報の抽出を行うことにより、予防対策の実行状況の確認を継続的に行っております。加えて、証券取引法改正(金融商品取引法成立)に先行して、平成17年度下期より、財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システム構築に向けた全社活動として「プロジェクトEAGLE」に着手いたしました。専任の推進組織を設立し、国内外のグループ企業を含めた推進体制の構築、ノウハウ蓄積・人材育成を含めた全グループへの展開を開始するとともに、グループ全体の業務プロセス改革による効率性も追求しております。

下部組織である委員会の機能は以下のとおりです。

#### ・行動の規範推進委員会

社会規範及び社内ルールの浸透の徹底、規範遵守の企業風土の醸成とそのため社内体制/仕組みの構築を推進しております。平成16年9月より、社員からの内部通報・相談の窓口として「ヘルプライン制度」を設け、行動の規範の徹底に努めております。

#### ・リスク管理委員会

具体的な発生事案に関する情報の把握と発生リスクによるお客様及び当社グループ全体への影響を極小化するための対策を行っております。重要な事項は、常務会や取締役会に報告し対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、当社グループ全体での危機管理体制の強化を図っております。

#### ・環境委員会

「富士通グループ環境方針」、「富士通グループ環境行動計画」に基づき、当社グループ全体での環境活動の推進・強化を図っております。

財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システムの構築にあたっては、会計監査人の意見を斟酌しながら、プロジェクトを推進しております。

## (II) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は次のとおりであります。

区分	人数 (人)	報酬等の総額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	10 (2)	345 (15)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	66 (22)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、平成18年6月23日開催の第106回定時株主総会において年額6億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、平成18年6月23日開催の第106回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度におきましては、役員賞与は支給いたしておりません。
4. 当社は、平成19年6月22日に開催した第107回定時株主総会において、「退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を決議いたしました。その総額は、当事業年度末時点の取締役10名に対して総額1,131百万円（うち社外取締役2名に対して総額21百万円）及び当事業年度末時点の監査役5名に対して総額70百万円（うち社外監査役3名に対して総額15百万円）であり、上記の報酬等の総額には含めておりません。

## (III) 監査報酬等の内容

当連結会計年度における当社及び連結子会社の新日本監査法人に対する報酬等の総額は次のとおりであります。

区分	報酬等の総額 (百万円)	うち当社 (百万円)
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬等の額	625	250
上記以外の報酬等の額	14	-
計	640	250

- (注) 1. 当社は証券取引法に基づく監査の報酬等の額と会社法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんが、上記の報酬等の額は会社法に基づく監査の報酬等の額を含みます。
2. 当社の一部の子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。